

指定葬儀場使用料助成金制度

練馬区では、区が指定した葬儀場（江古田斎場、豊島園会館、東高野会館、大泉橋戸会館、石神井寶亀閣斎場）の会場で通夜・葬儀を行った場合、会場使用料の一部を助成しています。

◎支給要件

指定葬儀場の会場において、[※]通夜・葬儀（社葬は除く。）を行い、その会場使用料を負担した方で、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合に助成します。

※通夜・葬儀以外（安置や初七日など）で使用した費用は対象外です。

- (1) 会場使用料を負担した方が、通夜または葬儀の日において練馬区に住民登録がある。
- (2) 亡くなられた方が、死亡日において練馬区に住民登録があった。

助成金額 **3万円**（ただし会場使用料が3万円未満の場合は、その金額）

申請期限 通夜または葬儀の翌日から1年間

申請方法

①窓口で手続きされる場合

地域振興課事業推進係（練馬区役所本庁舎9階）へ
月～金曜日（祝日、休日を除く。）午前8時30分～午後5時にご来庁ください。

②郵送で手続きされる場合

申請書類を送付しますので、下記【問合せ先】にご連絡ください。

1. 申請に必要なもの

- ① 会場使用料の領収書原本（「練馬区提出用」の表示があるもの。申請後にお返しします。）
- ② 会場使用料を負担した方または亡くなられた方の練馬区の住所が確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
- ③ 会場使用料を負担した方の印鑑（朱肉をつけて捺印するもの）
※委任を受けた方が来庁される場合は、委任を受けた方の印鑑
- ④ 窓口で手続される場合、申請する方の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）

2. 申請できる人（申請者）

会場使用料を負担した方

※ 上記以外の方が申請する場合は委任状（裏面参照）が必要になります。

3. 申請時にご記入いただく内容

申請者の住所・氏名・電話番号と亡くなられた方の住所・氏名・年齢など

記入例

委任状

私は、(代理人の住所) 練馬区石神井町3-30-26

※委任者が自署してください。

(代理人の氏名) 石神井 太郎

※委任者が自署してください。

申請に来る方

を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

記

委任内容 練馬区指定葬儀場使用料助成金の申請、請求および受領

平成 年 月 日

委任者の住所 練馬区豊玉北6-12-1

※委任者が自署してください。

委任者の氏名 練馬 花子

※委任者が自署してください。

領収書の宛名の方

印

シャチハタは使
用できません。